

## 一般社団法人日本小児リウマチ学会 謝礼規程

### (目的)

#### 第1条

この規程は、一般社団法人日本小児リウマチ学会（以下「本法人」という）が支払う謝礼金の取扱いについて定める。なお、学術集会における謝礼金については別に定める。

### (支払い)

#### 第2条

金額は所得税等を源泉徴収した後の表示とする。

### (謝礼金額)

#### 第3条

謝礼金額は以下の通り定める。

##### 1. 本法人主催小児リウマチ研修会

会員（非役員）講師（1日；1講演・資料作成代を含む）：20,000円

非会員講師（1日；1講演・資料作成代を含む）：40,000円

会員（非役員）による運営（1日；6時間以上）：20,000円

##### 2. 上記研修会及び本法人主催の講習会等開催に伴うアルバイト

：時給 最低賃金に応じて支払う。（源泉税込：休憩時間を除く）

##### 3. 各種委員会開催時の講演・レクチャー等

非会員講師（1日；1講演・資料作成代を含む）：20,000円

4. 各種委員会外部委員（非会員；ただし、会費未納による退会者で再入会の意志のある者は除く）の委員会出席（1日；2時間以上）：5,000円

5. 選挙管理委員会委員および立会人による理事選挙開票作業：5,000円

6. 非会員による学会誌「小児リウマチ」招待解説論文の執筆：30,000円

### (謝礼金額の調整)

#### 第4条

第3条に定める時間数に満たない場合は謝礼金額を減額することができる。

### (旅費の支給)

#### 第5条

受託者が第3条に規定する業務を行うにあたり必要な移動のための旅費については、本法人旅費規程に定める範囲内の金額を支給することができる。

(例外規程)

第6条

第3条に定める金額を超える場合は担当委員会での決議事項とし、理事会の承認を必要とする。

(協議処理)

第7条

特別な場合で、本規程により処理できないときはその都度、理事長、総務委員会委員長、事務局が協議のうえ決定する。

(規程の変更)

第8条

この規程の変更は、理事会の決議により行う。

附則

この規程は令和6年12月24日から施行する。